これは、重要な問題ですのはっきりさせましょう。
誰の意向を受けてのことかはわからないが、「明らかに話し合われた」　事実があるのに「話し合われていない」と言ったり、「テープでの確認」を求めると処分したと言ったり、意図的な「要点記録」がなされたりした事実はありますから、「誰が要点と判断し記録するのか」という点を、
はっきりさせる必要があると考えます。
議会事務局を「隠蔽の巣窟」にしてはなりません

３点目。６月２６日に行なわれた議会改革調査特別委員会の**「要点記録」の確認**を
参加者の私の方からも請求します。
記録（テープ）を参加者全員の同意もなく、勝手に議会事務局で「消去・廃棄」することは、とんでもない「証拠隠し」と言われても仕方がないことです。
そうしたことがないよう、強く要求しておきます。
因みに、私は議会改革調査特別委員会の参加者ですから、確認する資格はあるものと思っております。
なんとしても、「重要な問題」が、きちんと記録されているか、確認する必要を感じている　からです。

059-1501
勇払郡安平町早来大町 141－47
吉岡政昭